

事業者の責務





特定事業用建築物について



事業者の責務

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と、「福岡市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例(第7条)」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を自己の責 任で適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。 また、廃棄物の減量や適正処理について、市の施策に協力することが定められています。







自己処理責任

3Rの推進

市施策への協力



それぞれの役割を果たし、互いに連携しましょう 🧷

ごみ減量・リサイクルを推進するには、 関係者同士の連携 が不可欠です。自らの事業所での取り組みをはじめ、建物 に入居する事業所においては建物の所有者・廃棄物管理の責任 者・テナントや社員がそれぞれの役割を果たし、連携すること で取り組みがより効果的なものになります。









- ●廃棄物・資源物の保管場所の設置
- ●廃棄物管理の責任者を選任
- ●ごみ減量・リサイクルに関するルールの作成と共有



- ●廃棄物発生・処理状況の把握
- ●テナントの廃棄物処理に関するルールの設定及び周知
- ■3Rの推進(分別体制の整備)
- ●所有者・テナント等との連絡調整



- ●廃棄物の発生抑制
- ●手元分別、フロア分別の徹底
- ●廃棄物処理に関するルールの順守



福岡市では、事業用途の床面積が1,000 ㎡を超える建築 物を「特定事業用建築物」と規定しており、その所有者 等*には、3つの義務が条例で定められています。

※条例で規定する建築物の「所有者等」とは、建築物の所有者、賃貸 借契約における建築物の借主、建築物に維持管理・運営等の権原 を全て持つものをいいます。

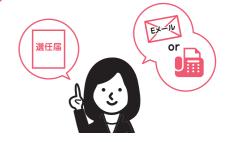


所有者等の3つの義務



廃棄物減量等推進責任者を選任

特定事業用建築物の所有者等は廃棄物減量等推進責任 者を選任し、福岡市へ届出を行う必要があります。 「廃棄物減量等推進責任者選任(解任)届」は福岡市環境局ホー ムページ (P22参照) からダウンロードできます。



軽棄物の減量等に関する計画書』を毎年提出

特定事業用建築物の所有者等は廃棄物減量等への取り組みや 前年度の廃棄物発生量等を報告する「廃棄物の減量 等に関する計画書」を福岡市へ毎年提出しなければ なりません。「廃棄物の減量等に関する計画書」は福岡市 環境局ホームページ (P22参照) からダウンロードできます。 締切は毎年6月30日(必着)











計画書に従ったごみの減量

特定事業用建築物の所有者等は、当該建築物から生じる廃棄 物について、計画に従って減量しなければなりませ <u>ん。</u> また、特定事業用建築物の占有者(テナントなど)は、 ごみ減量のために所有者等(管理者など)に協力しなければ なりません。



環境局 ごみ減量推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所本庁舎13階

092-711-4039 FAX 092-711-4823

19 廃棄物処理に関する責務など 廃棄物処理に関する責務など 20